規則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―三四―一〇

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～十九　（略）

二十　その他

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
福島復興再生特別措置法		
第四十八条の二第一項又は第八十九条の二第一項の要請の文書等	派遣の終了した日	三年
第四十八条の三第一項、第四項若しくは第八十九条の三第一項、第四項若しくは第五項の同意の文書等		
第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の取決めの文書等		
第四十八条の三第五項又は第八十九条の三第五項の申出の文書等		

改正前

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～十九　（略）

二十　その他

人事管理文書の区分	基準日	保存期間
福島復興再生特別措置法		
第四十八条の二第一項又は第八十九条の二第一項の要請の文書等	派遣の終了した日	三年
第四十八条の三第一項、第四項若しくは第八十九条の三第一項、第四項若しくは第五項の同意の文書等		
第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の取決めの文書等		
第四十八条の三第五項又は第八十九条の三第五項の申出の文書等		
令和三年オリンピック・パラリンピック特措法		
第十六条第一項の要請の文書等	派遣の終了した日	三年
第十七条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等		
第十七条第一項の取決めの文書等		